

不法無線局の  
根絶を目指して



電波利用環境保護行政をより一層推進するために

# 免許情報告知制度

免許情報告知制度は、特に不法無線局に使用される  
おそれがある無線設備（指定無線設備）について、  
小売業者の方々にご協力をいただき、  
その購入者に無線局を開設するには免許が必要であることを  
再確認してもらい、不法無線局の発生を  
未然に防止することを目的としています。

総務省

## 免許申請書のご提出先とお問い合わせ先

無線設備の常置場所	所轄の各総合通信局等の名称、所在地及び電話番号
北海道	<b>北海道総合通信局</b> 〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 TEL. 011-709-2311 (代) (内線4655、4657)
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	<b>東北総合通信局</b> 〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 TEL. 022-221-0684、0688
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	<b>関東総合通信局</b> 〒100-8795 東京都千代田区大手町2-3-2 TEL. 03-3243-8670、8676
新潟県、長野県	<b>信越総合通信局</b> 〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 TEL. 026-234-9987、9988
富山県、石川県、福井県	<b>北陸総合通信局</b> 〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 TEL. 076-233-4481
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	<b>東海総合通信局</b> 〒461-8795 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 TEL. 052-971-9621、9622
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	<b>近畿総合通信局</b> 〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 TEL. 06-6942-8559、8564
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	<b>中国総合通信局</b> 〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36 TEL. 082-222-3369
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	<b>四国総合通信局</b> 〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5 TEL. 089-936-5034
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	<b>九州総合通信局</b> 〒860-8795 熊本県熊本市二の丸1-4 TEL. 096-326-7860、7865
沖縄県	<b>沖縄総合通信事務所</b> 〒900-8797 沖縄県那覇市東町26-29 TEL. 098-865-2306

### ご注意



免許情報告知制度の対象となる無線設備の多くには、左のような技術基準適合証明の表示（マーク）がされています。これらのマークのついている無線設備を改造したときに、マークを除去しないと50万円以下の罰金が課せられることがあります。

※技術基準適合証明には、この他のマークもありますのでご注意ください。

# 無線局を開設するには無線局の免許が必要です。

(平成13年4月1日より、従来の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法が新たに追加されました)

## 免許情報告知制度について

電波は通信、放送、科学、医療等さまざまな分野で利用され、国民生活や経済活動に有用な役割を果たしていますが、改造無線機を使用する「**不法パーソナル無線**」や「**不法市民ラジオ**」、さらに「**不法アマチュア無線**」など、**総務大臣の免許を受けずに**開設された不法無線局から発射される電波によりテレビ放送や警察無線、消防・救急無線といった人命や財産の保護のための重要な通信が妨害を受け、社会的な問題となっています。

免許情報告知制度により、「指定無線設備小売業者」には、以下の二段階告知義務が生じます。すなわち指定無線設備の小売を業とする方々にとっては、指定無線設備を販売する際に、これらの義務を欠かさずに履行していただくことになります。

## 指定無線設備となる無線設備

### ■指定無線設備とは

次の周波数の電波を送信に使用する無線設備をいいます。

- **26.1MHzを超え28MHz未満、又は889MHzを超え911MHz未満** (不法市民ラジオ、又は不法パーソナル無線が多発する周波数帯)
- **144MHz以上146MHz以下、又は430MHz以上440MHz以下** (不法アマチュア無線が多発する周波数帯)

ただし、次のものは含まれません。

- ① 無線電話以外のもの
- ② 注意信号発生装置を備え付けているもの (漁業用無線設備)
- ③ 航空機に備え付けられているもの
- ④ 基地局により通信が制御されるもの (携帯電話機、MCA無線機)
- ⑤ 電波法第4条各号に掲げる免許を要しない無線局に使用される無線設備 (市民ラジオの無線局の無線設備、発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備等)

## 指定無線設備を販売するときの二段階告知義務

### 販売する前に…

(販売契約締結前)

指定無線設備小売業者は、指定無線設備を使用して無線局を開設するには**無線局の免許が必要である旨を**、口頭で又は見やすく掲示する等\*して、**相手方に告知する。**



免許が必要です。

免許申請が必要ですが、無免許は違反となります。

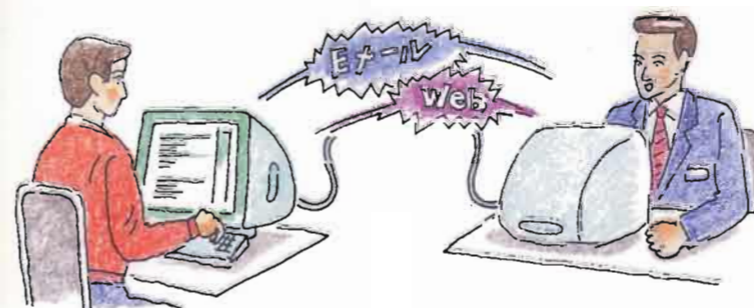
### 販売した時は…

(販売契約締結後)

指定無線設備小売業者は、遅滞なく、以下の事項を記載した書面により**交付する\*\***か、あるいは、**事前に**購入者の承諾を得た上で、Eメール、Web、CD-ROM、又はFD等の磁気媒体による方法のうち、いずれか1つにより提供することができます。

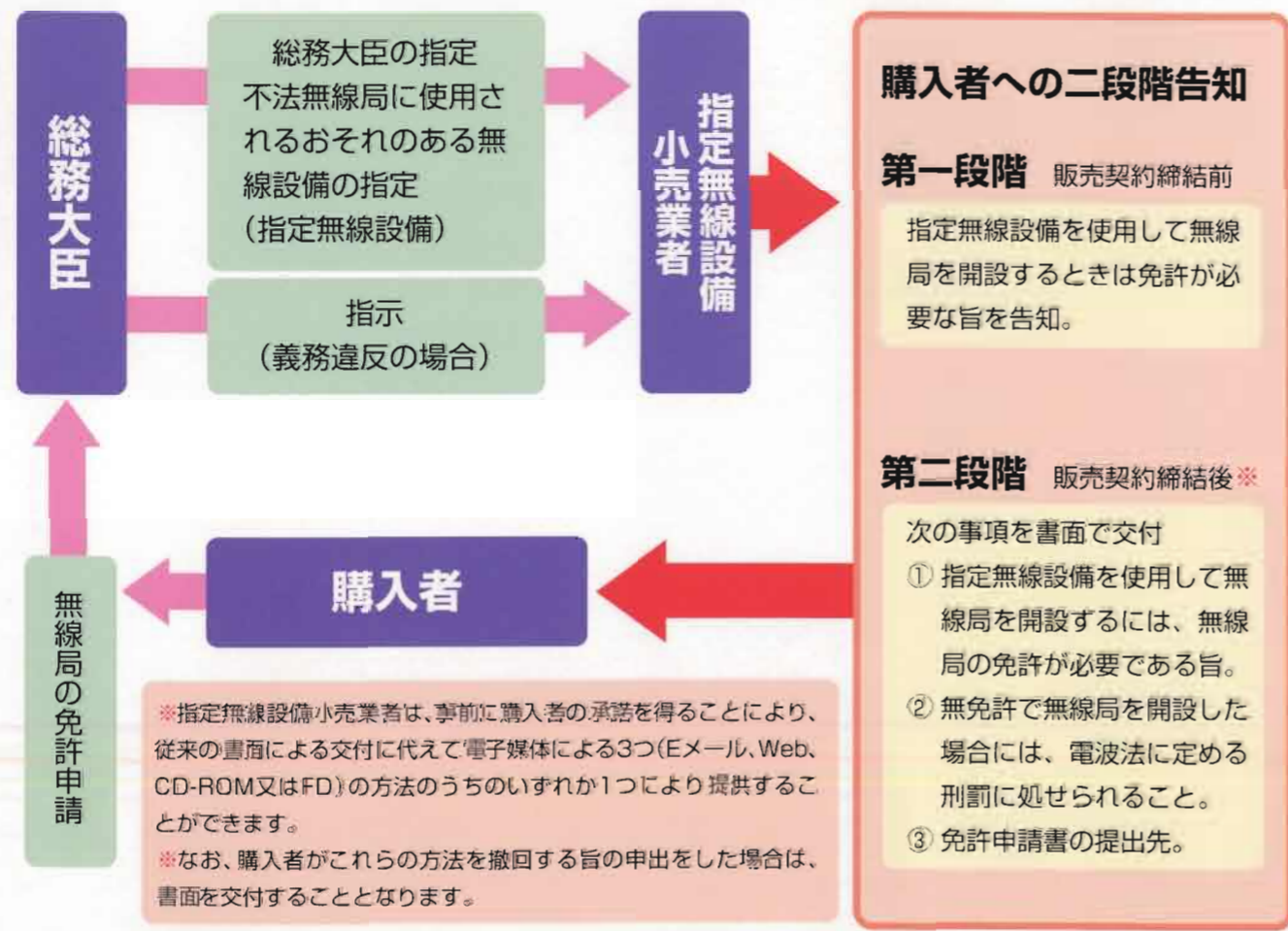
- ① 指定無線設備を使用して無線局を開設するには、無線局の免許が必要である旨。
- ② 無免許で無線局を開設した場合には電波法に定める刑罰\*\*\*に処せられること。
- ③ 免許申請書の提出先。  
(各総合逓信局等。裏面をご参照下さい。)

なお、書面を使用する場合は、8ポイント以上の大きさの文字及び数字を使用して下さい。



**情報通信の技術を利用する場合は、事前に購入者の承諾を得ること、及び記録するファイルの方式を決めておく必要があります。**

## 免許情報告知制度の概要



なお、指定無線設備小売業者の義務違反に対して、総務大臣が改善などの指示を行う場合があります。この指示に違反した者は30万円以下の罰金に処せられます。又、総務大臣は指示するのに必要な限度で指定無線設備小売業者に対し報告を求め、又は立入検査ができることになっています。

\* ネット販売を含む通信販売のときは、広告に見やすく表示する等の方法で告知していただくこととなります。

\*\* 通信販売のときは、例えば指定無線設備と一緒に郵送していただくこととなります。(磁気媒体も同様)

\*\*\* 1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金。(電波法第110条第1号)